

[事案 30-162] 転換契約無効請求

・平成 31 年 4 月 23 日 和解成立

<事案の概要>

契約を転換しても、積立金は減額されずに受け取れると誤信して転換したことを理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 2 年 8 月に契約した養老保険について、平成 20 年 5 月に終身医療保険に転換したが、以下等の理由により、契約転換を無効としてほしい。

- (1) 転換時、募集人からは、保険料が少し上がるだけで医療保障の内容がよくなる等の説明のみで、これまでの積立金を本契約の保険料の支払いに充てることなどのデメリットの説明がなかった。また、転換前契約が消滅してしまうことも説明されていない。
- (2) 契約転換について 15 分程しか説明を受けていない。
- (3) 募集人は、転換前契約の保険証券を自分の子が預かっていることを知り、虚偽の紛失手続きを取ったうえで、契約転換の手続きを進めた。
- (4) 募集人は、転換前契約の満期金との差額を会社が支払わなければ自分が支払うと約束したが、音信不通になった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対して、設計書および転換説明資料を交付し、転換契約の内容等について、45 分程度説明を行っている。保障内容や保険料、転換前契約で積み立てた金額が本契約に転換価格として引き継がれること等についても説明している。
- (2) 募集人は、申立人から、申立人の子に保険証券を預けている旨の話を聞いていない。
- (3) 募集人は、申立人の剣幕に負けて、転換前契約の満期金との差額を支払うと約束してしまったが、募集人の真意によるものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、募集人の説明不足等により、契約を転換しても積立金は減額されずに受け取れると誤信したとは認められず、募集人が不適切な証券紛失手続きを行ったとは認められないが、以下の理由等により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は契約転換について、一応の説明は行ったものと推認されるが、契約転換制度は、元の契約を消滅させて新たな契約を締結し、転換価格を新しい契約の保険料の支払いに充当するというもので、一般的に理解が容易とは言えず、契約者が内容を理解しているかという点について、十分な配慮が必要とされる。本事案の転換の内容は多岐にわたっており、その内容を比較するだけでも十分な時間が必要になるところ、45 分程度の説明を 1 度行っ

ただで、申立人に十分に理解させるだけの説明ができたか、また、契約者の意向を十分に確認することができたかという点に疑問が残る。

(2) 募集人は申立人に対し、真意であったか否かは別として、金員の支払いを口にしており、この点から見ても募集人自身が説明不足の可能性を認識していたとも推測される。